

# 大垣市第4次防犯基本計画（素案）

## パブリック・コメントの実施について

### 1 趣 旨

本市では、平成20年3月に、「大垣市安全安心まちづくり条例」を制定し、同条例第9条に基づき、防犯施策を計画的に推進するため、平成21年4月に「大垣市防犯基本計画」を策定し、市民、市民団体、事業者、行政等が一体となり、様々な防犯施策を推進してきました。

こうした中、本市の第3次防犯基本計画期間の5年が経過するにあたり、新たに令和6年度から令和10年度までの5年間の第4次計画を策定し、引き続き、市民、市民団体、事業者、行政等が協働し、「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちおおがき」の実現に向け、防犯まちづくりを推進します。

ついては、計画の策定にあたり、市民の皆様のご意見を反映させるために、大垣市第4次防犯基本計画（素案）に対するパブリック・コメントを次のとおり実施します。

### 2 意見を募集する政策等の名称 大垣市第4次防犯基本計画

### 3 意見の募集期間 令和6年1月4日（木）～令和6年1月31日（水） ※必着

### 4 資料の閲覧方法

危機管理室、市ホームページ、市政情報コーナー（市役所3階）、上石津地域事務所、墨俣地域事務所、各市民サービスセンター、各地区センター

### 5 意見の提出方法及び提出先

次のいずれかの方法により、住所、氏名、連絡先を明記し、提出してください。

なお、電話でのご意見の提出には対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 直接持参の場合 危機管理室（市役所2階）
- (2) 郵送の場合 〒503-8601 大垣市丸の内2-29  
大垣市役所危機管理室宛て
- (3) ファクスの場合 0584-81-3347
- (4) ホームページの場合 市ホームページのパブリック・コメント欄から入力し送信  
してください。

## 6 提出されたご意見の公表

お寄せいただいたご意見については、整理要約した上で公表する予定です。

このため、個々のご意見に対して個別に回答することはありませんので、あらかじめご了承ください。

なお、ご意見以外の内容を公開することはありません。